

令和元年十二月十七日受領
答弁第一八一号

内閣衆質二〇〇第一八一号

令和元年十二月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員緑川貴士君提出秋田県八郎湖の水質改善に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員緑川貴士君提出秋田県八郎湖の水質改善に関する質問に対する答弁書

一について

政府としては、国営八郎潟土地改良事業において、農業水利施設の老朽化対策を行うに際して、農業排水に含まれる窒素やリン等の八郎湖への流出を抑制できるよう、工事計画に係る詳細な設計を実施しているところである。

二及び三について

ヤマトシジミについては、生息水域ごとに生育環境が異なっているため、都道府県の試験研究機関が中心となってその生態等の調査研究を行っているところであり、八郎湖については、秋田県が八郎湖でのヤマトシジミの放流を伴う調査研究を行ったところ、食害等によりヤマトシジミが定着できなかったとの結論を得ていると承知している。また、島根県が設置した宍道湖保全再生協議会により平成三十年三月に公表された研究報告書では、ヤマトシジミはアオコを生食できないと結論付けられていると承知している。これらの結果を踏まえれば、御指摘のようなヤマトシジミの放流については、経済的、技術的に課題が多いと考えている。